

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2005.9.10発行(通巻第353号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●沖縄アスベスト相談会に多数の相談

米軍基地での肺ガン死亡など労災請求へ 2

●石綿関連がん、前年度比の6割超増も救済遅れ示す「低」労災認定率

認定基準見直しと中皮腫登録制度を! 5

●アスベスト報道ダイジェスト2005年8月 7

●労災保険Q&A その22 厳しくなる未加入事業所への費用徴収 14

●前線から(ニュース) 17

患者と家族の会ひょうご支部結成 兵庫

8月の新聞記事から／19

表紙／アスベスト被害相談会(2005年10月1日那覇)

05 9

沖縄アスベスト相談会に多数の相談 米軍基地での肺ガン死亡など労災請求へ

全国安全センター総会in 沖縄

10月1, 2日の両日、那覇市で全国安全センターの総会が開かれた。

10月1日は午前中にアスベスト相談会、午後はアスベスト問題講演会とメンタルヘルス・アクションチェックリストを用いた参加型トレーニング、2日は定例の総会議事と成功裡に日程を終了した。

石綿問題に高い関心

今総会は、当地連合沖縄の沖縄労働安全衛生センターを中心に準備された。石綿問題が沖縄県内でも大きな関心を集めていることを受けて、事前に「相談会実施の予定」と報道されると20件以上の相談申し込みがあった（関西センターで予約電話を受け付けた）。

8月以来、沖縄県内での石綿被害事例が報道され反響を呼んでいた。神奈川、東京で解体、はつり業に従事して中皮腫を発症して労災申請しようとして苦労している男性の声や沖縄米軍基地内の元ボイラーエンジニアがアスベストじん肺や肺ガンを発症している実態などが明らかにされた。

米軍のアスベスト問題については、9月に全駐労沖縄に招かれた神奈川労災職業病センター西田事務局長らの講演会が開かれ、離職者を中心に多くが参加、これらを契機

に相談会には多くの全駐労関係者が訪れた。

さらに、新聞に紹介された中皮腫男性Bさんを支援していた牧師さんからも相談電話があり、相談会当日さっそく、本人が入院する沖縄県中部の病院を訪ね、神奈川労災職業病センターで本格的な支援を行えるようになった。また、大阪、沖縄ではつり作業に従事してじん肺結核を発症して入院中の元はつり労働者・家族（現在、当センターで労災請求準備中）、療養中の女性中皮腫患者など深刻な相談も寄せられた。

総会後ほどなく、米軍基地元ボイラーエンジニアの肺ガン死亡（Aさん）と療養中の中皮腫男性Bさんの労災請求が行われた。

沖縄米軍石綿被害明らかに

Aさんのケースは、沖縄米軍基地では初めての石綿被害労災請求であるとともに、認定されれば沖縄県内では初めての石綿関連がん労災認定となる。01年6月、県内南部の病院に受診し肺がんと診断されたが、すでに手術ができないほど進行しており同年11月19日に死亡された。

Aさんは82年12月頃から、浦添市にある牧港補給地区施設木部キンザ一営繕部に配属され、退職時（96年6月）までの約14年間、ボイラー修理関係の業務を行つ

ていた。地区内のボイラーが設置されている建物全てが職場だった。作業内容は、ボイラー及び補助装置の点検・修理・取換えが主で、当時のボイラー及びスチーム管のほとんどに石綿が巻かれていて、ボイラー及び配管の取換え時には、締め切ったボイラー室で保護具もなくタオルを顔に巻いて、素手でボイラー等に巻かれている石綿を剥がしたり、石綿材料の塗り付け作業を行っていた。

Aさんは、石綿によるじん肺（石綿肺）の所見はないものの、石綿ばく露作業への従事歴が10年以上あり、なおかつ、10月1日の相談会で専門医によって、レントゲン写真上、胸膜肥厚斑・石灰化が認められるとの所見が得られた。これらは現行の労災認定基準を満たしているので労災請求に踏み切ることになった。（那覇労基署）

最寄り労基署で請求受付

相談会の当日、Bさんが入院する県中部の病院で神奈川センターの西田事務局長とともにBさんに会った。支援してこられた地元教会牧師Mさんの紹介だった。

それまで、BさんはMさんと一緒に沖縄労基署に相談に出向いたが不親切な対応のため前に進めないでいたのだった。

相当昔の、しかも神奈川県での就労だったため事業主証明が得られず、治療費について病院からレセプト請求できないでいることを確認、Bさんに、まず、治療費は保留扱いとし、休業補償請求の方を直接労基署に行うことを勧めた。

当日不在だった主治医に西田事務局長が翌日連絡をとり、休業証明をもらうことが

でき、10月6日に、Mさんが「神奈川県で解体作業に従事していた」と記載した休業補償請求書と関連資料を最寄りの沖縄労基署に提出した。

厚生労働省が今年の7月27日付で出した行政通達「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」（基労補発第0727001号）によれば、Bさんのように建築物の解体作業に転々と従事していた労働者は「石綿ばく露作業に従事していたと事実認定して差し支えない」とし、「最終石綿ばく露事業場が判然としなくとも、特例の処理として、請求書の提出を受けた監督署が所轄監督署であるか否かを問うことなく、一旦受付を行うこととする。」とされている。

ともかく、Bさんの申請はこの行政通達に基づき、神奈川県にあるBさんが石綿ばく露した最終事業場の所轄労基署ではなく、沖縄労基署で受理されたわけである。

Bさんは今年の3月から2度にわたって沖縄労働基準監督署に申請の相談をしていたが不親切な労基署対応によって請求できないでいた。行政通達は遅きに失したものだったが、これまで、どのくらいの被災労働者がこうした行政の不親切、不適切な対応で請求をあきらめさせられていたのだろうか？

今後は、請求を受け付けた沖縄労基署が、所轄監督署を特定するための調査を行うことになる。沖縄労基署は、社会保険事務所に被保険者記録照会をした上で、Bさんの自宅で聞き取り調査を行うとしている。そこで、Bさんが石綿ばく露した事業場がある程度確定できれば、神奈川県内の当該監督署に回送するとしているが、とにかく一刻も早い処理と業務上認定が望まれる。

「まさか石綿とは」

元基地従業員遺族



連合会総

亡くなった元基地従業員の男性(当時六十五歳)は、五〇年代から那覇基地などで勤務。八年から九年の定年退職までキャンプ・キンザー(浦添市)で、ボイラー補修などの石綿取り扱い作業に従事した。

は「ラスベストが原因だと

思ひももらなかつた。

本人も考えもしなかつた

訴えて入院。「たまに『肺がん』の診断を受

けた後、わずか四ヶ月で亡くなつたといふ。

本島南部に住む妻(八十一歳)は「アスベストが原因と想ひ込んでいた。当時医も当時、アス

ベストの知識がなかつたと思つて振り返つた。

男性の肺のCT画像を見た医師の名取雄吉中皮

腫・じん肺・アスベストセンター代表は「石綿を吸い込んだことを示す胸膜肥厚があり、労災の可能性が極めて濃いだ」と説明した。

キャンプ・キンザーの

連の労災申請を決めた。死亡時の診断は「たばこによる肺がん」だったが、石綿被害に関する医師は聞き取りやCT画像などを見た上で、石綿による労災の疑いが強いと判断。過去に調査によって、労災対象にならなかつたケースがほかにもある可能性を示唆した。たばこの元同僚は、復帰前から一九八〇年代ごろまで基地内で大量の石綿が使われていた実態を証言する。今後、さらに多くの被害が顕在化する恐れもある。

(田嶋正雄)

被害さらに顕在化も

当時たばこ原因と診断

二〇〇一年に肺がんで亡くなった元米軍基地従業員の遺族が、一日、アスベスト(石綿)関連の労災申請を決めた。

死亡時の診断は「たばこによる肺がん」だったが、石綿被害に関する詳

しい医師は聞き取りやCT画像などを見た上で、石綿による労災の疑いが強いと判断。過去に調査によって、労災対象にならなかつたケースがほかにもある可能性を示唆した。

たばこの元同僚は、復帰前から一九八〇年代ごろまで基地内で大量の石綿が使われていた

実態を証言する。

今後、さらに多くの被害が顕在化する恐れもある。

(田嶋正雄)

関西支部の古川和子さんは、「沖縄の基地でどれだけ多くのラスベストが使われたかという説明に身震いする思いだった。きちんとした健診も行われず、労災認定が一件もない」と現実に驚かされた。

元はつり工も

労災申請へ

全国労働安全衛生センター連絡会議が一日開いた。

石綿による健康被害の相談は二十三件だつた。

た。

相談会は、大阪で長年は四年は元米軍基地労働者

つらうとして働き、じん

肺で発症中の県内男性も

死んで、一人はじん肺で

死んで、一人はじん肺で

た」と語った。

「マスクも防護服もな

く素手で作業した。どの

肺病院中だといふ。

労災申請は、女性からも相談があつた。

健康不安の相談では、

米軍基地関連が四件、建

設関連が三件、船員が一

件だつた。

女性からも相談があつた。

女性からも相談があつた。

た。疾患相談七件のうち

四年は元米軍基地労働者

つらうとして働き、じん

肺で発症中の県内男性も

死んで、一人はじん肺で

死んで、一人はじん肺で

た」と語った。

「マスクも防護服もな

く素手で作業した。どの

肺病院中だといふ。

労災申請は、女性からも相談があつた。

健康不安の相談では、

米軍基地関連が四件、建

設関連が三件、船員が一

件だつた。

女性からも相談があつた。

た。疾患相談七件のうち

四年は元米軍基地労働者

つらうとして働き、じん

肺で発症中の県内男性も

死んで、一人はじん肺で

死んで、一人はじん肺で

た」と語った。

「マスクも防護服もな

く素手で作業した。どの

肺病院中だといふ。

労災申請は、女性からも相談があつた。

健康不安の相談では、

米軍基地関連が四件、建

設関連が三件、船員が一

件だつた。

女性からも相談があつた。

相談会で米軍基地内の石綿作業について説明する元従業員の一人曰く、「國は法整備をすべき」と訴えた。

元従業員らの相談に応じた「中皮膚・アスベス

ト疾患・患者と家族の会

は、「たばこによる肺がん」の診断を受けていたが、退職後まで受けられる

よう、

國は法整備をすべ

き」と訴えた。

元従業員らの相談に応

じた「中皮膚・アスベス

ト疾患・患者と家族の会

は、「たばこによる肺がん」の診断を受けていたが、退職後まで受けられる

よう、

石綿関連がん、前年度比の6割超増 も救済遅れ示す「低」労災認定率 認定基準見直しと中皮腫登録制度を!

厚生労働省は2004年度の石綿（アスベスト）肺がん・中皮腫労災認定件数（都道府県別）を明らかにしている（ただし、労基署別件数や請求件数・不支給件数が明らかにされておらず、情報公開の質には問題がある。）（次ページ表参照）。

それによると、中皮腫認定件数がはじめて100件を突破して128件、肺がんは58件、合計では186件となり、前年度比66%の増加となった。

都道府県別では、合計で大阪が26件、中皮腫だけをみても大阪が20件と最多だった。

しかし、中皮腫について年度ごとの死亡数に対する労災認定件数の比率（仮に労災認定率という）をみると、2004年度は13.4%と1割を超えたものの、依然として低値に止まっている。

現在、「労災以外の石綿被害者」の救済が「石綿新法」で計画されているが、現在の労災認定状況の解決がないまま新法施行となると、本来、労災で救済されるべきものが、はるかに補償水準の低い新法「救済」へと流れてしまうのは必至だろう。

第一に、労災認定しやすくするための「労災認定基準の見直し」が必要である。

石綿曝露が明らかな患者であっても、石綿関連所見（石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体・石綿纖維）がなければ「本省協議」にされ、容易に認定されない現在の認定プロセスを改め、石綿関連所見がなくても認定する取り扱いとすることが急務である。特に、中皮腫は石綿との関連が特異的であるので即時に実施すべきだ。また、中皮腫診断に厳密な「病理診断」を求める運用を改めることも必要である。様々な理由で厳格な病理診断がされないまま「中皮腫」と診断され、死亡されている場合で認定作業がストップしているケースが目立っている。業務外とするような現場の取り扱いもみられ、被災労働者に苦しみを与える状況は言語道断といえよう。

第二は、「中皮腫登録制度の確立」である。石綿曝露歴把握をより正確に、かつ容易にして労災事案への安易な「石綿新法」適用を防止すると共に、正確な診断、治療を被害者に提供することにつなげができる「中皮腫登録制度」を一日も早く実施することが必要である。

これらの施策が「石綿新法」とともに実施されなければ、「石綿新法」は「過去の決定的救済遅れ」をさらに隠蔽するものとなる。

表 アスベストがん(中皮腫・肺がん)労災認定件数(都道府県別)

| | 労災認定件数(中皮腫・肺がん)と死亡数(中皮腫) | | | | | | | | | | 肺がん | | | | | |
|-----|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------|------|------|------|----|
| | 中皮腫 | | | | | 肺がん | | | | | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | |
| | 1999 死亡数 | 2000 死亡数 | 2001 死亡数 | 2002 死亡数 | 2003 死亡数 | 2004 死亡数 | 1999 死亡数 | 2000 死亡数 | 2001 死亡数 | 2002 死亡数 | | | | | | |
| 北海道 | 26 | 1 | 31 | 2 | 38 | 5 | 50 | 1 | 43 | 8 | 55 | | | | | |
| 青森 | 2 | | 2 | | 4 | | 7 | | 7 | | 5 | | | | | |
| 岩手 | 3 | | 5 | | 4 | | 5 | | 6 | | 9 | | | | | |
| 宮城 | 6 | | 14 | | 10 | | 12 | | 15 | | 18 | | | | | 1 |
| 秋田 | 1 | | 7 | | 6 | | 7 | | 7 | | 6 | | | | | |
| 山形 | 3 | | 3 | | 2 | | 8 | | 5 | | 5 | | | | | |
| 福島 | 10 | | 13 | | 10 | | 8 | | 4 | | 14 | | | | | |
| 茨城 | 4 | | 10 | | 1 | | 21 | | 1 | | 15 | | 1 | | | |
| 栃木 | 1 | | 7 | | 9 | | 10 | | 9 | | 10 | | | | | 1 |
| 群馬 | 5 | | 12 | | 9 | | 10 | | 14 | | 10 | | | | | |
| 埼玉 | 2 | 33 | 1 | 39 | 4 | 41 | 2 | 37 | 5 | 36 | 2 | 48 | | | | 4 |
| 千葉 | | 14 | | 19 | | 17 | | 17 | | 30 | | 4 | | | | 1 |
| 東京 | 2 | 45 | 3 | 57 | 1 | 60 | 5 | 57 | 8 | 73 | 4 | 68 | | | | 14 |
| 神奈川 | 4 | 53 | 9 | 42 | 5 | 51 | 5 | 46 | 9 | 65 | 15 | 69 | | | | 9 |
| 新潟 | 6 | | 12 | | 17 | | 1 | | 12 | | 2 | | 1 | | | |
| 富山 | 14 | | 12 | | 7 | | 11 | | 1 | | 12 | | 8 | | | |
| 石川 | 9 | | 11 | | 7 | | 4 | | | | 7 | | 4 | | | |
| 福井 | 3 | | 2 | | 2 | | 5 | | | | 5 | | 8 | | | |
| 山梨 | 3 | | 6 | | 1 | | 5 | | 2 | | 3 | | 2 | | | |
| 長野 | 1 | 6 | 1 | 4 | | 11 | | 10 | | 9 | 1 | 4 | | | | 1 |
| 岐阜 | 1 | 11 | 1 | 9 | | 8 | 1 | 11 | | 14 | 3 | 9 | | | | 2 |
| 静岡 | 2 | 16 | 1 | 22 | | 20 | | 18 | 1 | 24 | 5 | 29 | | | | 1 |
| 愛知 | | 18 | | 35 | 1 | 31 | 1 | 26 | | 32 | 5 | 35 | | | | 1 |
| 三重 | 7 | | 8 | | 5 | | 10 | | | 7 | | 11 | | | | |
| 滋賀 | 10 | | 9 | | 8 | | 6 | | 9 | | 9 | | | | | 1 |
| 京都 | 14 | 1 | 17 | | 11 | 1 | 12 | | | 12 | | 28 | | | | |
| 大阪 | 2 | 67 | 4 | 69 | 1 | 87 | 3 | 93 | 5 | 79 | 20 | 99 | | | | 6 |
| 兵庫 | 6 | 61 | 7 | 70 | 9 | 70 | 14 | 68 | 18 | 75 | 19 | 75 | | | | 1 |
| 奈良 | 7 | | 11 | 1 | 14 | 2 | 12 | 1 | 19 | 3 | 14 | | | | | 4 |
| 和歌山 | 9 | | 4 | | 8 | | 2 | | | 6 | 2 | 7 | | | | 1 |
| 鳥取 | 4 | | 0 | | 2 | | 8 | | | 5 | 1 | 1 | | | | |
| 島根 | 2 | | 4 | | 3 | | 4 | | | 2 | 1 | 4 | | | | |
| 岡山 | 3 | 8 | 1 | 10 | 3 | 19 | 5 | 25 | 9 | 26 | 5 | 19 | | | | 5 |
| 広島 | | 28 | 2 | 22 | 2 | 32 | 2 | 31 | 9 | 24 | 10 | 48 | | | | 1 |
| 山口 | 11 | 1 | 11 | | 14 | 2 | 14 | 1 | 14 | 3 | 16 | | | | | |
| 徳島 | 3 | | 1 | | 4 | | 4 | | | 2 | | 5 | | | | |
| 香川 | 4 | 2 | 7 | 2 | 9 | 3 | 11 | | 7 | 3 | 4 | | | | | 2 |
| 愛媛 | 8 | | 6 | | 15 | | 12 | 3 | 16 | 2 | 12 | | | | | 2 |
| 高知 | 4 | | 4 | | 3 | | 6 | | 8 | | 6 | | | | | |
| 福岡 | 1 | 33 | | 35 | 1 | 33 | 1 | 44 | 7 | 33 | 3 | 34 | | | | 4 |
| 佐賀 | 9 | | 7 | | 6 | 1 | - | | 2 | 11 | 1 | 8 | | | | 1 |
| 長崎 | 15 | | 9 | | 8 | 1 | 17 | | | 14 | | 16 | | | | |
| 熊本 | 10 | | 5 | | 8 | | 3 | 1 | 10 | 1 | 16 | | | | | |
| 大分 | 9 | 1 | 4 | | 8 | | 3 | | | 8 | 1 | 12 | | | | |
| 宮崎 | 8 | | 7 | | 7 | | 8 | | | 8 | 1 | 9 | | | | |
| 鹿児島 | 15 | 1 | 7 | | 8 | | 12 | | | 16 | | 10 | | | | |
| 沖縄 | 3 | | 6 | | 6 | | 9 | | | 9 | | 6 | | | | |
| 合計 | 25 | 647 | 37 | 710 | 34 | 772 | 56 | 810 | 85 | 878 | 128 | 953 | | | | 58 |
| 認定率 | 3.9% | 5.2% | 4.4% | 6.9% | 9.7% | 13.4% | | | | | | | | | | |

※全国労働安全衛生センター連絡会議まとめ。

アスベスト報道ダイジェスト 2005年8月

8/1 厚生労働省が医療機関向けに作成した石綿ばく露チェック表の職歴欄に電力業が記載されていなかった。電力業は石綿との関係が深く、労災を見過ごされた労働者がいる可能性がある。

ニチアス王寺工場は、元従業員が95年に中皮腫で死亡と発表。相談窓口に連絡があり判明。労災は未申請。従業員らの死亡は58人になった。

岐阜市椿洞で地元業者善商の敷地内の不法投棄廃棄物にアスベストが含まれていた。住民や学識経験者でつくる岐阜環境調査市民学術委員会は同市に、安全対策の説明を求める申し入れをした。今後市は大気測定など調査を検討する。環境調査で採取した試料のうち15試料で石綿の含有が確認され、含有率は最大22%。

アスベスト被害に関する環境省の検討会の座長、桜井治彦慶大名誉教授が、日本石綿協会の顧問だったことがわかり、小池環境相は座長から辞意の申し出が受け入れる考え。

厚生労働省は都道府県知事などに対し、全国約9000カ所の20床以上の病院のほか、保育所、老人ホームなどの社会福祉施設について、吹き付け石綿の使用実態調査を実施するよう通知。施設は約8万カ所で10月末までに報告を求め、飛散の恐れのあるものは直ちに措置を取るよう促す。

文部科学省は対策チームの初会合を開催、アスベストを含む学校の備品について、代替品への切り替えを徹底するよう都道府県教委などに近く通知を出す。

8/2 エーアンドエーマテリアルは、中皮腫やじん肺などで死亡した元従業員や工事関係者の数が、10人増え計33人になった。旧横浜工場が5人、愛知、大阪、旧門司の3工場と広島建材営業部、九州支店が各1人。

日本経団連は、アスベストによる健康被害問題について、奥田頼会長名で「新たにばく露による健康障害が生じないように万全の防止対策」を取るように1558の会員企業 団体に要請。

関西の大手私鉄のうち、南海電鉄と京阪電鉄の計7駅でアスベストを吹き付けた鉄骨梁が、むき出し状態になっていることが分かった。阪急電鉄の約90%にあたる76駅と近畿日本鉄道の少なくとも4駅でも石綿を混入した建材などが使われていることも判明。各社とも使用状況の調査や除去の準備を進めている。JR西日本は管内1216駅のうち約94%で屋根材や断熱材として使用。

厚生労働省のアスベスト対策推進チームは、アスベスト含有の建材が使われている建物の解体時には、事業者がアスベストがあることや飛散防止対策の内容を明示するよう全国の労働局に通達で指示した。同時に関係省庁や日本建設業団体連合会など業界団体へも協力を要請した。

アスベストによる健康被害対策で、厚生労働省は仕事でアスベストを使用し、労働安全衛生法などで特殊健康診断が義務付けられた全国約

4000カ所の事業所名を公表できるか検討を開始。

米国では日本よりも早くアスベストの大量使用が始まり、健康被害も拡大したが、その実態把握や使用規制は十分ではなく、巨額の損害賠償請求訴訟が相次ぎ倒産企業が続出。環境保護局(EPA)が換気基準を定めたのは71年。業界やカナダの抵抗でアスベストの輸入規制は不発、EPAは86年学校建築のアスベストの規制、89年には大半の製品についてアスベスト使用禁止。しかし、関連業界の反発で連邦高裁は91年、この禁止を無効と判断。約130万人がアスベストの影響下で働いているとみられ、推計年間1万人がアスベストによる中皮腫などで死亡している。ドイツでもアスベストは50年代から急速に普及、80年代には東西両独合計で年25万トンを使用。アスベスト関連の労災申請は85年以降に爆発的に増加。95年には年6000件近くに達し約5割が認定された。死者数も急増し同年に年800人超。00年で労災申請は約7000件、死者数は約900人。使用規制は79年から吹き付け禁止、90年には危険物質に指定され、93年に全面禁止された。フランスでは建設ラッシュの70年代には大量使用され、「アスベスト被害者擁護会」は96年関連業界や政府を提訴。政府は97年に使用禁止令を出した。アスベストが原因の死亡は年間3000-4000人と推定、25年までに最大約10万人に達すると予測。政府は労働者や一般被害者の救済のための補償基金を設立。しかし補償申請は増加傾向にあり財政措置が追いついていない状態。

大阪府吹田市の府立吹田東高校で、校舎内の雑品用倉庫など計4室で、アスベストがむき出しの状態になっていた。

川島織物はアスベストを使った一般家庭用ふすま紙を1975年から87年まで販売したと発表。現時点では社員らに健康被害はない。

大阪府教育委員会は府立箕面東高校の教室の天井裏に吹き付けられたアスベストの一部を除去する工事を始め、報道陣に作業の様子を公開。

8/3 89年12月の改正大気汚染防止法の施行に伴い、都道府県や政令指定都市などに届け出たアスベスト製品の製造・加工事業所は、集計中の大阪府内を除く全国で352カ所でうち50カ所(大阪府内を含む)が現在も石綿を使用して操業していることが毎日新聞の調査で分かった。全国で最も多く石綿関連事業所がある大阪府では、南部の泉州地区を中心に実態が不明な事業所が多く調査は難航。府環境管理室事業所指導課は「府内全域で50カ所は超えるのではないか」と話している。

国土交通省は、国が所有する建物についてアスベストの使用の実態を調査することに。およそ2万カ所の建物が対象。

クボタの旧神崎工場と長洲分工場の敷地に、アスベストが混入した大量の汚泥などが埋まっていたことが分かった。1960年代のもので

01-02年に既に除去処分しており、尼崎市は周辺環境への影響はないとしている。

旭化成は中皮腫で元社員2人が死亡したと発表。2人は宮崎県延岡市の工場に勤務。90年に死亡した1人は石綿が使われていた工場に勤め、もう1人は別の工場で保守点検業務に従事、03年に死亡した。2人とも労災認定は受けていない。

旧環境庁が84年、代替品がないままアスベストの使用を全面的に制限するのは不適切だとする報告書をまとめたことが分かった。同庁は当時、石綿による健康被害が工場周辺の住民に及ぶ可能性を認識していた。

尾辻厚生労働相は参院厚生労働委員会で、厚労省の対応の遅れを認めた。また参考人の岡山労災病院の岸本卓巳副院長が「中皮腫の大半がアスベストが原因と信じている。医師も患者の職歴をきちんと聞き取るべきだ」と述べた。

JR九州で保有する1万7030車両のうち、アスベストを含んだ部品を使用している車両は428両であることが確認された。九州運輸局に報告した。

宮崎県出身の元出稼ぎ労働者3人（2人死亡）がトンネル工事などでアスベストじん肺にかかる疑いが強いと、全日本建設交運一般労組九州支部宮崎分会が明らかにし、建交労は宮崎労働局を訪れ、3人を労災認定するよう要請。

新潟市の建設会社小形商工と下請け企業の元従業員計5人がじん肺など肺疾患で死亡し、労災認定を受けていた。5人ともアスベストを5年以上取り扱い、因果関係ありと判断。

鳥栖市のアスベスト関連工場の周辺に住んだことがある女性が悪性中皮腫で死亡した問題で、共産党市議団は牟田秀敏市長に実態調査などを申し入れた。

8/4 JR東日本ではアスベストを含む恐れがある吹き付け材がむき出しになった駅が、管内1699駅のうち22駅あった。うち3駅は乗客が利用するホームなどで緊急対策をした。また石綿を使用している車両を06年度中に全廃せざる方針。

日本船主協会は中皮腫などで、日本郵船の元社員3人、川崎汽船と第一中央汽船の各1人の計5人が死亡と発表。うち3人は労災認定。

厚生労働省はアスベストによる健康被害対策で、専門家による2つの研究班を発足させ、2班とも来年3月中に中間報告を作成し、厚労省や環境省の対策に反映させていく方針。一つは産業医学総合研究所の森永謙二作業環境計測研究部長を班長に、どういった職業でアスベスト被害が起きているのか、将来どれだけの人たちが発症するのかなどを検討、もう一つは岡山労災病院の岸本卓巳副院長を班長に、2003年に中皮腫で死亡した878人の職歴や居住歴を調査し、アスベストの周辺環境への影響や中皮腫との因果関係を明らかにする。

クボタが1957年から60年にかけ、日本のアスベスト輸入量の1割以上を使用し、うち半分以上が発がん性の強い青石綿だったことが分かった。兵庫県尼崎市の旧神崎工場で主に使用。

国立代々木競技場第1体育館と第2体育館の屋根裏に吹き付けアスベストの一部が劣化して脱落していた。管理する独立行政法人日本スポーツ振興センターでは「空気中の飛散量は環境基準以下」としているが、来年度中の除去工事を検討。

8/5 旧社会党が92年からアスベスト製品の製造、販売などを原則禁止にする「石綿規制法」の成立を目指した際、石綿建材メーカー8社の労働組合が反対し、連合も事実上反対したため、94年秋に法制化を断念したことが分かった。連合は「急な規制は雇用不安を招く」と懸念。同時期に、石綿使用禁止の方針を取り下げていた。

アスベストをめぐる行政対応の検証で、環境省は旧環境庁発足翌年の1972年から大気汚染防止法によるアスベスト規制が始まった89年にかけ、大気規制課に在籍した元職員約30人から聞き取り調査を始めた。

旧労働省の付属研究機関などのグループが1986年に、アスベスト工場周辺の居住歴があり中皮腫を発症した女性の肺からアスベストを検出し、学会で発表したが行政対応が取られなかつた問題で、研究内容が旧労働省と旧文部省に報告されていたことが分かった。旧環境庁の監修本がこのケースを取り上げていたことも既に判明。国の研究機関から住民の被害情報が届きながら、同種事例の掘り起こしや注意喚起など対策を怠った行政の「不作為」が3省庁にまたがっていたことに。

政府は「石綿の使用における安全に関する条約」締結を閣議決定した。今国会で衆参両院が承認したのを受けたもので、今後最終的な事務手続きに入る。条約は1986年に国際労働機関（ILO）で採択されたが、政府は国内法の整備が不十分だったことを理由に、国会上程を見送ってきた。石綿条約は、石綿にさらされる労働者の健康被害防止について、各國政府や使用者が必要な措置を取るよう定めたもので、（1）代替化の促進（2）有害性の強いクロシドライト（青石綿）の使用禁止（3）一般環境への配慮（4）労働者の健康状態の把握－などを盛り込んでいる。

アスベスト禍が相次いで発覚する中、クボタ石綿問題以降、一ヶ月余りで、大阪、東京の支援団体に「時効のため労災請求ができない」という相談が百件以上寄せられており、労災請求の時効の見直しを求める声が高まっている。

電気事業連合会はアスベストによる健康被害について、電力会社やグループ会社で7人が死亡、療養中の6人を含め計13人が被害を受けたと発表。うち8人は労災の認定を受けている。

関西電力は全社施設のアスベスト使用状況を発表。石綿の吹き付けは約30棟、変圧器でも約60台、石綿含有製品も建材から地中線用配管まで広範囲に及んでいたが、一般の人が直接さらされる個所はない。社内では中皮腫で労災認定され死亡した元社員が2人いた。

アスベストによる健康被害で、厚生労働省が公表した「労災認定事業場一覧」についての電話相談が5日までに3000件を超えた。労働者と家族からが1359件、事業場周辺の住民からが142件、

その他が 1554 件の計 3055 件。内容では健康障害への不安や健康相談窓口の照会が 830 件と最も多く、労災認定の手続き問い合わせも 767 件あった。

厚生労働省は中皮腫の患者について、治療歴などをデータベース化する「登録制度」をつくる方針を決めた。中皮腫は症例が少ないため、正確な診断ができる医師が少なく、有効な治療法もないことが問題になっている。登録制度で多くの症例を把握し、職業歴と発病の関係や治療法の開発につなげる狙いがある。

8/6 中皮腫や肺がんなどと診断され死亡した労働者らの家族や現在療養中の患者らから全国の自治体や労働局に対し、7月末までの約1ヶ月間に計 250 件を超える相談が寄せられ、また 2005 年度は 8 月 6 日までのアスベストに関する労災申請は 43 件あり、認定は 17 件だった。

従業員が持ち帰ったマスクによる家族の健康被害の有無が争われた訴訟で、最高裁第一小法廷は、病死したさいたま市の男性の遺族側の上告を退ける決定をした。決定は三日付。病気とマスクとの因果関係を認めず、企業への損害賠償請求を退けた一、二審判決が確定した。1997 年に病死した男性の遺族が「子供時代に、父親のマスクなどで遊んだ際に石綿を吸い込んだのが原因」と父親の勤務先のミサワリゾートに損害賠償を求めていた。死因が石綿被害特有の中皮腫であるとする専門医の鑑定結果も出たが、一審東京地裁判決は因果関係を認めず、「当時企業は危険性を予見できなかつた」と判断。二審東京高裁判決もこれを支持していた。

8/8 京都労働局は石綿による健康被害対策状況を発表、先月設置した相談窓口に約 300 件の相談が寄せられた。府内事業所での健康被害の労災認定は過去 5 年間で 3 件。

東京メトロは石綿の使用に関する緊急調査で、トンネルと換気口の一部で「石綿を含有した吹き付け処理」を行っている可能性があり分析と飛散調査を進めていることを明らかにした。

アスベストによる健康被害について東京都は、問い合わせに答えるためのマニュアルを初めて作成。「東京都アスベスト窓口対応マニュアル」で、A4 判 44 ページ。都環境局が中心となった「東京都アスベスト対策推進会議」がとりまとめた。

新たに日清紡の元従業員の男性 1 人が中皮腫で死亡していたことが分かった。同社の元従業員の死亡確認はこれで計 4 人となった。

北海道労働局は石綿による肺がんと中皮腫の労災認定状況（7月末現在）を発表した。88-05 年度の 18 年間で 23 人が労災認定を受け、うち 16 人が死亡。23 人のうち 1 人は生死不明。

県内の労働組合や医療関係者でつくる「アスベスト対策委員会」が神戸市で「被害者への支援の輪を広げる集会」を開いた。犠牲者の家族や患者らで「家族会」を結成し被害者支援に取り組んでいくことを確認し合った。「ひょうご労働安全衛生センター」が中心になって結成。集会には、石綿疾病の患者や支援者ら約 120 人が出席した。

尼崎市の旧クボタ神崎工場などのアスベス

ト被害の問題で、同市は市が今後実施する住民健康診断に対し、国の財政支援などを求める考えを明らかにした。白井文市長が 10 日厚生労働省などを訪ねて要請する。

建設現場でアスベストを吸った労働者や家族で構成する「はなみづき会」の交流総会が東京土建本部会館で開かれた。夫を亡くした家族やじん肺患者らから、アスベスト健康被害の苦しさと全面禁止が遅れた行政への怒りの声が相次ぎ、総会では「アスベスト被害の根絶と全面救済を求める被災者からの訴え」をまとめた。

8/10 萩田工業は新たに元従業員 3 人が中皮腫などで死亡していたと発表、同社関連の死者は周辺住民 2 人を含む 29 人となった。

クボタの工場とその周辺でアスベスト被害が問題になった兵庫県尼崎市の白井市長が環境省などを訪れ、被害者の支援や健康調査で国の財政的な支援を要請した。

「全日本造船機械労働組合」などが電話相談を 11 日までおこなう。造船業界でアスベストによる健康被害を受け労災と認定された人は、昨年度までの 6 年間だけで 81 人。

働く者のいのちと健康を守る奈良県センターは今月 1 ~ 3 日の 3 日間に県民を対象に実施した「アスベスト労災電話相談」の結果を発表、相談は 27 件あり、「労災申請希望」は 6 件あり、うち 3 件はすでに死亡。「健康不安」が 9 件。住宅に関する相談が 5 件、病院を紹介が 2 件であった。

外務省は「石綿の使用における安全に関する条約」の批准書を、11 日にジュネーブの国際労働機関（ILO）事務局に寄託した。28 力国目の批准となつた。提出から 1 年後の来年 8 月 11 日に日本国内で発効する。

8/11 旧国鉄で、機関車と貨車の連結作業中にアスベスト粉じんなどを吸い込み、胸膜中皮腫にかかったとして、横浜市の元職員、小林忠美さんが国鉄清算事業本部に業務災害申請を行つた。国労によると、旧国鉄と JR でアスベストが原因で労災認定された現 元職員は 00 年 1 月以降、少なくとも 7 人おり、うち 6 人は死亡している。

アスベストによる健康被害問題で、全日本造船機械労働組合が設置した電話ホットラインに、元従業員や家族らから、中皮腫や肺がんなどで死亡したなどの相談が 2 日間で 122 件あった。

佐賀県は同県鳥栖市の旧 日本エタニットパイプ工場跡地の地中から、アスベストを含んだ汚泥が見つかったと発表。汚泥は計約 6700 立方メートルで、アスベストの含有率などは不明。また、工場跡地周辺の住民約 2500 人を対象にした健康相談が始まった。基里公民館では昼までに約 80 人が訪れ、保健師や看護師の問診に答え、胸部のレントゲン撮影を受けた。

アスベストの健康被害で従業員 4 人が死亡したニチアス袋井工場は 9、10 日、第 2、3 回の住民説明会を開いた。杉本工場長は約 1300 トンのアスベスト製品が工場敷地内に埋められていることを認め、正確な埋設位置や場所を突き止めるためさらに調査する必要と発表。

沖縄県教育委員会は学校施設のアスベスト使用状況を調査することを決め、5日に県内のすべての公立小中高校や特殊教育諸学校計515校に通知。8月中旬にも調査を開始する予定で結果を調査報告書にまとめ11月15日までに文部科学省へ提出する。

8/12 順天堂大付属順天堂医院は、中皮腫を診断する「アスベスト・中皮腫外来」を今月下旬に開設。同大は、病理学の樋野興夫教授らが開発した、血液中の特殊なたんぱくで中皮腫を診断する検査キットを活用し、外来で中皮腫の早期診断や相談ができる診療体制作りを進めていた。

環境省は全国の保健所に寄せられた健康相談で、一般環境で住民が被害者となった可能性のある事例は20都府県で145件に上ったと発表。うち101件はクボタ旧神崎工場のあった兵庫県尼崎市に集中。中皮腫116件、肺がん29件、うち尼崎市は中皮腫80件、肺がん21件同市の相談者のうち50人が近くに石綿工場があったと回答、51人は「なかった」「不明」と答えた。

国土交通省は国交相の諮問機関、社会資本整備審議会の建築分科会にアスベスト対策部会を設置する。建築基準法によるアスベスト建材の規制のあり方を検討するのが狙いで、同法改正も念頭に置いている。19日に初会合が開かれる。

中皮腫などで従業員ら150人が死亡したニチアスの田中勇社長は朝日新聞社のインタビューに応じ、補償金の支払い対象に社員だけでなく、工場出入りの業者の従業員も加える方針を示した。ニチアスでは王寺工場で69年から約2年間、アスベスト製品の積み下ろしなどをしていた日本通運の元社員が、今年2月に中皮腫で亡くなるなど、運送業者2人が死亡。日通従業員は労災認定済だが、ニチアスとしても独自に補償する考え。

東京都千代田区は民間住宅を対象に、アスベスト使用の有無を調査したり、除去工事をしたりする際の費用の一部を助成すると発表。区が費用の助成までするのは異例。

アスベストを使った建築物の解体作業対策で、厚生労働省は建材、建築メーカーでつくる業界団体に対し、過去に製造、販売した石綿を含む建材の商品名や製造・販売期間、識別方法などの情報をホームページなどで公開するよう要請。

クボタは旧神崎工場のアスベスト被害問題で、見舞金支払いの判断基準をホームページで公表。同社の基準は見舞金の支給対象は中皮腫患者に限定。指定した3病院で診断を受けることや、旧神崎工場が石綿を使用していた1954年から95年に工場近隣で居住するか就業していたこと、過去に仕事で石綿を扱っていないことなどが条件。

ニチアスの田中勇社長は日本経済新聞に、規制の例外となっている配管用石綿について代替品の品質確保は難題だが、早期普及に尽力する考えを示した。具体的には顧客企業と実用試験などで連携する方針。住宅建材などへの石綿使用についての関心も高いが、「過去出荷した製品に石綿が使われているかどうかの調査は容易ではない」と述べた。

8/13 京都府和束町湯船の町道脇の草むらに、アスベストが詰まった麻袋35袋が投棄されているのが見つかり、府企画環境部は13日午前、麻袋を撤去した。府警は廃棄物処理法違反の疑いで捜査を始めた。

日本石綿協会の専務理事が1989年から2002年まで、旧通産省出身OBの天下りで占められていたことが分かった。89年5月、同協会の専務理事として元通産官僚が初めて就任。業界への窓口の同省窯業建材課に在籍した経歴もあり、98年5月まで在職、後任にも同省出身者が就任。専務理事のポストは02年まで計3人の同省出身の元官僚が占めた。

8/15 旧労働省が1995年に発がん性が強い茶石綿などの使用を禁止する約2年前、石綿業界団体が茶石綿の使用を自主的に中止していたことが分かった。茶石綿は業界の自主規制に基づき、95年にはほとんど使用されておらず、同省の対応の遅れが改めて問われそうだ。

環境省は16日までに、アスベストの飛散を安全、経済的に防止する技術を公募し、優れた技術には研究費を助成する方針を決めた。2006年度予算の概算要求に総額2億円を盛り込む。環境省によると、政府は7月末に公表した総合対策で来年2月をめどにアスベストの飛散防止措置が義務付けられる建物の面積の要件を撤廃する方針を示しアスベストを使った建物すべてが対象となる。

8/17 広島県呉市の造船所近くに幼少時から住んでいた女性が、中皮腫で1988年に死亡していたことが分かった。岡山労災病院の岸本卓巳副院長らが91年、症例を医学雑誌「日本胸部臨床」に報告していた。女性は石綿に関連する仕事をしていなかったが、石綿を扱っていた海軍工廠や造船所近くで生まれ育っており、発症原因として「環境暴露」の可能性を指摘している。

8/18 昭和電工は中皮腫で元従業員3人が00-02年に死亡していたと発表。いずれも退職後に発症し、山口県周南市の子会社で働いていた1人は労災認定を受けたが、秩父事業所と塩尻事業所で働いていた2人は労災の申請をしていない。同社は電気炉の断熱材などにアスベストを使用。

環境省は第2回「アスベストの健康影響に関する検討会」を開き、兵庫県内で02-04年に悪性中皮腫で死亡した213人と保健所に相談があつた中皮腫患者のうちアスベストを扱った職業歴が明確でない約90人を対象に疫学調査を実施する。調査の内容は、住んでいた場所や期間、近くにアスベストを扱う工場があったなど。大気などを通じたアスベスト被害の危険性を解明し、今後の対策に生かす。

沖縄本島北部に住む男性が悪性胸膜中皮腫と診断されていたことが分かった。男性は1955年以降、30年ほど東京都や神奈川県で解体業務や建築関連の労務作業に従事。男性は3月沖縄労働基準監督署に相談したが、神奈川県の労働基準監督署へ書類を提出するよう説明されたが、必要書類がそろわざ正式な申請書提出には至らず、認定されていない。

8/19 厚生労働省は22日から石綿の健康被害が目立つ兵庫県尼崎市など全国7カ所で、労災病院の専門医らによる健康相談を実施する。月1回、年末まで。中皮腫で労災認定者を出した事業所そのうち10件以上の認定者が出ている場所などを選び、石綿関連工場の離職者やその家族、周辺住民の不安に応える。健康への影響についての講演も予定。22日兵庫県尼崎市▽26日大阪府阪南市▽29日神奈川県横須賀市、岐阜県羽島市▽30日岡山県玉野市▽31日佐賀県鳥栖市▽9月奈良県の予定。

アスベストによる住民の健康被害対策で、厚生労働省の専門家会議は全国の7労働局管内で実施する健康相談で、職業歴や居住歴などを記入してもらう問診票を配布することを決めた。不安を持つ住民全員が、放射線被爆するエックス線検査やコンピューター断層撮影検査を受けるわけにはいかないため、まず問診票で暴露の疑いがあるかどうかをチェック。住民の不安解消と暴露した人をいち早く見つけるのが狙い。

兵庫県尼崎市に73年まであったアスベスト建材会社「関西スレート」の工場近くで幼少期を過ごし中皮腫になった女性に対して、同社に後から資本参加した「住友大阪セメント」が見舞金200万円を支払うことを決めた。資本参加前の会社による健康被害に見舞金を出す例は珍しい。

クボタ旧神崎工場周辺などで住民に中皮腫などの健康被害が出ている問題で、市の住民検診が尼崎市保健所で始まった。住民の不安解消や石綿関連疾患の早期発見が目的で、この疾患に限定した検診は全国初。17日から2日間で114人の申し込みがあった。対象は1955-75年に市内に居住していた30歳以上の市民のうちの希望者で検診は毎週火、金曜日と第3日曜日。1回当たりの検診実費630円は原則本人負担となる。

大阪じん肺訴訟弁護団は23日、緊急シンポジウム「アスベストと国の責任—恒久対策を目指して」を開く。「職業性疾患 痰学リサーチセンター」理事長の海老原勇医師や、じん肺患者、弁護士らがパネリストとして参加。アスベストによる健康被害根絶に向け、必要な対策を考える。同弁護団は今後、国賠訴訟も視野に国や企業などに対策を求めていく方針。

飛島建設はアスベスト相談窓口を設置。建物の着工時期や建築工法などを基に、石綿の使用の可能性などを調べる。石綿の健康被害問題に関心が高まるなか、建物に石綿が使われているかどうかといった相談が増えていたため対応する。

ノザワは環境システム部を設立、9月から建築物内の吹き付けアスベストの除去、封じ込め事業を強化する。全7支店に環境システム課を設け、専任の営業人員を20人配置する。

8/21 東洋テックス高松工場で働いていた元労働者2人が新たにアスベストが原因の健康被害があることが明らかになった。香川労災病院がアスベスト健康被害の診断をし、同社は19日労災申請書に事業所勤務証明を行った。

8/22 中皮腫で死亡した大阪府内の男性の肺から、勤務先の文具店の倉庫に吹き付けられていた

のと同じ青石綿が検出されたことが名取雄司医師の調査でわかった。職場に吹き付けられた石綿による中皮腫の発症が確認されるのは国内で初めて。遺族側は建物の管理会社に治療費や慰謝料などの補償を求める意向だ。男性は1969年から03年まで私鉄高架下にある文具店に勤務し02年に中皮腫と診断され04年に70歳で死亡した。

1992年にフィリピンに返還されたスヌーピーク米海軍基地（ルソン島）で就労し、アスベストによる健康被害を受けたとして、フィリピン人男性2人がアスベスト製造の米企業24社を相手取り損害賠償を求める訴えを近く米国の法廷に起こすと発表。ほか9人が提訴を準備中。同様の被害を訴える基地関連の元労働者は約1000人に上るとしており、大規模訴訟に発展する可能性がある。

兵庫県尼崎市はクボタの旧神崎工場周辺など計12地点で石綿濃度を測定する。同市は建物の解体による石綿飛散が問題化した阪神大震災以降、石綿濃度を毎年1、2地点で測定。例年、大気汚染防止法の規制基準を下回っているが、健康不安を訴える市民の声を受け、24日から測定地点を増やして実施する。測定結果は9月中にも同市のホームページなどで公開する。

中皮腫により元従業員が死亡した旧日本エタニットパイプ鳥巣工場の周辺住民の健康相談が21日終了。この日は205人が問診や胸部X線撮影などを受けた。今月11日から計5日間行われた無料健康相談の受診者は対象2500人のうち881人。

三重県建設労働組合は相談窓口「アスベスト110番」を実施。同組合は組合員の健康管理を目的として88年から独自に検診を実施。今回は組合員だけでなく県民全体を対象とした。

京都府舞鶴市の伝統行事「城屋の揚松明」で、たいまつ丸太にアスベストのシートを巻いていたことがわかった。約10年前から使われ、昨年まで住民がマスクをつけて取り付け作業をしていた。地元では使用中止を検討している。

8/23 石綿鉱山があった熊本県宇城市で胸膜中皮腫による死亡例のあることがわかった。職業的に石綿をあびた経験がない男性で大気中に飛散した石綿公害による中皮腫の可能性がある。男性は下益城郡小川町に在住し、1997年5月から精密検査のため、国立療養所熊本南病院に入院。悪性中皮腫と診断され、発症5カ月後に86歳で死亡。同病院の蛇原桃子医師らはこの症例を専門誌『呼吸』に発表していた。

労働者健康福祉機構は全国の労災病院22カ所に、石綿関連疾患の診断・治療や健康相談の中核的役割を担う「アスベスト疾患センター」を設置すると発表。設置は9月1日で政府が先月まとめた緊急対策の一環。

アスベストによる健康被害問題で、14政令市でつくる指定都市市長会は被害の拡大防止などを求める要望書を総務、厚生労働省など関係6省庁に提出。過去を含めた石綿取り扱い事業所の情報開示▽周辺住民の健康診断実施や医療費補償▽石綿の飛散防止策強化ーなど5項目を求める。

キリンビールの旧尼崎工場跡地で昨年秋、

アスベストを含む約150トンの土壌が地下で見つかっていたことがわかった。近接するクボタ旧神崎工場などでも石綿混じりの汚泥や廃材が大量に埋まっていた。両社はすでに土壌を撤去。

尾辻秀久厚労相は尼崎労働基準監督署を視察し、石綿関連疾患の労災申請について「疑わしきは認定」との方針を伝えた。尼崎保健所や神戸労災病院も視察し、同病院では、石綿関連疾患に詳しい大西一男副院長から、石綿疾患の症状の説明などを受けた。

8/24 石綿対策全国連絡会議は、自民、民主、公明、共産、社民、国民新党、新党日本、自由連合の8党に、石綿対策に関する公開質問状を送った。質問は、石綿で健康被害を受けた工場など周辺住民への補償制度確立▽時効で労災請求できない事例への立法による解決▽複数の法律がからむ建築解体時の石綿の扱いの整合化――など10項目について考え方を聞く内容。31日までに回答を求めており、ホームページで公表する。

クボタは中皮腫で死亡した住民6人の遺族と療養中の患者1人の計7人に対し、各200万円の弔慰金、見舞金を支払った。ほかに工場周辺に住んでいたために中皮腫を発症した疑いが強い14人（うち12人が死亡）について本人や遺族の申請を受け、支払いを検討している。

8/25 アスベストによる健康被害問題で、政府与党は労災補償を受けずに死亡した労働者や、補償の対象外である家族や周辺住民の救済について新規立法で対応する方針を決めた。26日の関係閣僚会議で確認する。

厚生労働省は2006年度予算の概算要求に、アスベスト対策として05年度の約3倍に当たる16億円を盛り込んだ。（1）建築物解体時の飛散防止対策として、事業者への説明会や作業現場への監督指導に7億5000万円（2）過去に石綿を扱う仕事をしていた労働者の健康診断費に2億1000万円――などを要求。石綿特有のがんである中皮腫や肺がんの診断技術を医師に身につけてもらう研修制度費として3400万円も盛り込んだ。

東京メトロは丸ノ内線と日比谷線の計23駅で、線路面の天井などにアスベストを数%含む可能性のある塗布材が使用されていたと発表。いずれも飛散の危険性はないという。詳しい成分分析後、重ね塗りするなどの対策をとる方針。

アスベストの全面禁止に向け、学識経験者が石綿製品の代替化の可能性を探る検討会の初会合が開かれた。石綿製品の製造・使用・輸入業者が加盟する200団体を通じた実態調査をすることを決めた。政府が先月まとめたアスベスト対策の一環で設置されたもので、08年までに全面禁止するとの政府方針を受け、代替化に向けた課題を検討し、来年1月をめどに報告書をとりまとめる方針を確認した。

石綿による健康被害で従業員ら18人の死亡を確認している三菱重工業は、長崎造船所で新たに元従業員3人の死亡が判明したと発表。3人とも男性で、97-02年に67-77歳で肺がんなどで亡くなり、労災認定を受けていた。

建物の解体工事に伴って、環境省はアスベストを高温で溶かし無毒化して埋め立てる処理方法を推進していくこととした。アスベストは廃棄物処理する場合、二重にこん包したうえで管理の厳しい処分場に埋め立てることなどが義務づけられている。一方、アスベストは高温で一定時間焼却すると繊維が丸まり無毒化できるうえ、体積も60分の1ほどに減って一般の産業廃棄物として埋め立てができるが、焼却施設が少なくコストもかかるため、これまで焼却処理はあまり行われていなかつた。

兵庫県尼崎市は石綿を使用した建築物を解体する際にどの程度飛散するのか実態を把握するため、同市内の解体工事現場で石綿濃度を測定。

8/26 政府は関係閣僚会議を開き、石綿被害に対する国の認識や対応で「関係省庁の連携が十分であったとはいえない」とする検証結果をまとめた。ただ、諸外国と比べて規制が遅かったかどうかは「なお精査が必要」とし、9月までさらに調査する。労災補償を受けずに死亡した労働者や、家族、周辺住民の救済のための新規立法を次期通常国会で成立させる方針を決めた。経済産業省は石綿製品の製造企業の健康被害について追加調査の結果、調査対象93社のうち31社で石綿による健康被害が発生し、391人が死亡していたことを報告。国土交通省は鉄道、バス、海運など運輸関連企業で、石綿が原因とみられる疾病の患者が172人（うち130人が死亡）と報告。文部科学省は新たな対策として、中皮腫の早期診断、治療法の開発を支援していくことにした。厚生労働省は従業員が労災認定された石綿関連事業所名181を追加公表。公表事業所数は計383になった。環境省も届け出された石綿の粉じん発生施設や工場計384事業所名を公表した。

厚生労働省は同省や都道府県労働局、労基署で受けた石綿による健康障害に関する相談が24日で7453件になったことを明らかにした。公表した事業所の労働者や家族からの相談が2939件で最も多く、周辺住民からは300件。

経済産業省は、化学プラントなどの工場施設で使われているアスベストの全面使用禁止を促すため、石綿に代わる製品の開発、普及の支援策として、来年度予算の概算要求で約2億円を盛り込む。高温高圧にも耐えられる代替品の研究開発を公的研究機関や民間企業から公募し、実用化に向けた研究開発費を助成する方針だ。

ニコンとオリンパスのアスベスト観察用顕微鏡に注文が殺到している。ロックウールなどまぎらわしい繊維状の結晶とアスベストを、色で簡単に見分けられるのが特徴。これまで月に1台だったが、7月には約100台の受注があった。価格は約130万円。

環境省はアスベスト工場周辺住民や労働者の家族から中皮腫や肺がんになったとする計40件の電話相談が、1日から15日にかけて各地の保健所に寄せられたと発表。神奈川、兵庫、福岡など6都府県で兵庫県尼崎市の保健所への相談が26件と最も多かった。クボタの被害が発覚した6月

末から7月までの同様の相談と合わせ計185件。

水産庁は日本水産所有の大型漁船で、アスベストが使われた配管断熱材の保守・点検にかかわった漁船員の男性1人が中皮腫で死亡していたと発表。岩永峯一農相は閣議後「関係団体を通じ、アスベストを含む製品について注意喚起をする」と述べた。男性は1970年から95年まで機関士として勤務し、昨年6月に中皮腫と診断され、今年1月に労災認定を受けたが、3月に49歳で死亡。

8/27 阪府泉佐野市の林道脇にアスベストが混じった300キロ前後の断熱材が不法投棄されていた。白石綿とみられ70リットル入りゴミ袋47個。解体工事などで出た建築廃材とみられ、府警は廃棄物処理法違反の疑いで捜査。

米議会予算局は、米上院に法案が提出されているアスベストによる健康被害者を救済するための補償基金が、発足後の当初10年間で深刻な財源不足に陥る可能性があるとの試算をまとめた。試算では当初10年間で、補償金などの支出は700億ドルに達するとの見方を示す一方で、企業からの拠出金などによる収入は630億ドルとしている。

住友ゴム工業は京大津工場の従業員1人がアスベストに起因する肺がんが原因で1977年に死し91年に労災認定を受けていたと発表。62年からタイヤの手直し作業に従事し72年ごろに肺がんと診断された。

アスベストを含有する屋根瓦が全国の一戸建て住宅で約500万戸、5軒に1軒程度で現在も使用されていることがメーカーの調べで分かった。問題の瓦は、クボタの「カラーベスト」や松下電工グループの「フルベスト」など。セメント製で補強材として最大25%の石綿を混ぜていた。

アスベストによる被害者が集まり、「アスベスト疾患 患者と家族の会ひょうご」が結成され初会合が開かれた。各地から約40人が参加、病気に苦しむ患者から切実な声が寄せられた。全国組織の「アスベスト疾患 患者と家族の会」の四番目の支部。

兵庫県と県医師会は医師会館で、医師らを対象にした研修会を開催、参加者は定員の300人を超えた。中皮腫は診断が難しいとされる。兵庫医大の中野孝司教授が石綿関連疾患の病態や治療法について講演。「中皮腫は吸引した石綿の量と関係なく発症する」また「外科治療には限界があり、早期発見が欠かせない」と指摘。

8/28 クボタ旧神崎工場の半径500メートル以内に居住歴がある人で、中皮腫による死亡率は全国平均の9.5倍に達することが、奈良県立医科大学の車谷典男教授らの調査で分かった。半径1.5キロ圏内では少なくとも36人が死亡、工場に近いほど分布が集中していた。

「石綿と環境曝露」と題したシンポジウムが東京都で開かれ、新たな環境基準づくりや原因企業による住民への補償を専門家らが訴えた。中皮腫・じん肺・アスベストセンター主催。村山武彦早稲田大教授は、一般的の環境に厳しい基準を設けるべきだと主張。また「原因企業が社会的責任を果たすことが重要で、環境問題と混同して国に

対応を任せるのはおかしい」と企業の対応も批判、クボタ旧神崎工場周辺住民の健康被害救済に携わる片岡明彦 関西労働者安全センター事務局次長は、被害が同工場から同心円状に広がる状況を紹介、クボタは見舞金ではなく、補償に応じよう強く訴えた。

1950-80年代の米軍基地で、アスベストが大量に使われ作業をした基地従業員に関連が疑われる肺疾患が多発していることが関係者の証言で分かった。従業員らは防護服を着せず、紙マスクやタオルだけで石綿粉末などを扱う作業を約40年間続けたという。在職中や退職後、肺がんで死亡した例もあり、石綿が原因の労働災害の可能性もある。

8/29 旧国鉄時代の職場でアスベストにさらされて中皮腫となり、昨年夏に亡くなったJR西日本の元運転士立谷勇さんが、2年によよぶ闘病生活を4冊の大学ノートに記していた。旧国鉄で機関車や車両の修理、解体作業などに従事し、石綿にさらされた職員は、10万人ともいわれる。危険な作業だったことをどうして知らせてくれたのか。闘病日記には、やるせない思いが切々とつづられている。

在沖米軍基地でアスベストを扱った元基地従業員らが健康不安を訴えている問題で、1999年に肺がんで亡くなった元基地従業員、比嘉清次郎さんの七回忌が28日、うるま市の自宅であった。嘉手納基地のボイラー修理工として40年間働いた比嘉さんは生前「病気の原因是アスベストしかないと家族に話していた。

8/31 アスベストの健康被害に関する住民健診のあり方を検討する厚生労働、環境両省の合同会議が開かれ、ニチアスが独自に取り組む住民健診に1000人近い申し込みがあったことが報告された。9月末にもまとまる健診結果と、兵庫県尼崎市が実施している住民健診結果を参考に、両省でも国としての取り組み内容を検討する。

元国鉄職員から「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に寄せられた「業務災害」の申請が10人になることが分かった。旧国鉄の石綿被害としては、今年7月までに元職員6人（死亡5人）が業務災害の認定を受けている。同機構が元職員の遺族らに概要を明らかにした。10人は60-80歳代の男性で、うち6人が中皮腫。勤務先は大船や浜松、鷹取、広島工場など。このほかに34件の相談が寄せられている。

総務省消防庁は95年7月から05年7月までの10年間に全国の消防職員と職員退職者を合わせて約18万人のうち3人が中皮腫を発症し、うち2人が死亡していたと発表した。消防活動との関連やアスベストの吸引が原因かどうかは不明。

宇部興産は中皮腫で元従業員1人が死亡、1人が療養中であると発表。死亡の従業員は旧宇部カブロラクタム工場で、品質検査の器具を保温する際に石綿を使う作業をしていた。今年1月に69歳で亡くなり、労災補償を申請中。療養中の元従業員は旧宇部窒素工場で、断熱材などを使った設備の保全業務をしていた。労災申請の準備中。

労災保険 Q君 & A 氏



その22：厳しくなる未加入事業場への費用徴

Qくん：「忘れな～いで・・・」なんてサラ金のコマーシャルに出てくるオネエサンが「厳しくなります！」だって。これ厚生労働省のポスターでしょ？

A氏：「労災保険のペナルティ！労災保険給付の全額徴収」って書いてあるだろう。そのとおり11月1日から厳しくなるんだよ。

大アマだった未加入事業場対策

Q：厳しくなるったって、そもそも労災保険は強制適用で、労働者を一人でも雇っていたら労災保険は適用されて、未加入であっても事業主は遡って保険料を徴収されるんじゃなかったでしたっけ。

A：それはそのとおりだけれど、それなら判っていても加入の届けをしないで、もし労災事故が起きたときに「すみませんでした」といって2年分だけ保険料を払えばいいことになるよね。

Q：エッ、2年分ですか。

A：保険料の徴収は2年過ぎるとそれより前は時効になってしまふからね。



平成17年
11月1日
から

**労災保険未加入のペナルティ!
労災保険給付の全額徴収**

労災保険未加入の事業主に対する罰則強化が決まりました。
これまで、事業者が強制的に加入しなくていいと認めた中に特に過失がある場合、2年以内に遡って保険料を徴収するうえに、未払保険料を2倍で算定し、支拂の100%を徴収する制度がスタートします。

詳しくは、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> をご参照ください。厚生労働省・総務省・内閣府・文部科学省

Q：それなら格別に労基署から催促されない限り届けをしないほうが得だと。考えてみれば当たり前ですよね。そりや従業員をたくさん抱えている会社なら労災や通災も起こるだろうから未加入なんてことにはならないだろうけれど、事業場を立ち上げて、

人を何人か雇つて・・という事業場なら言われるまではほおって置けなんてこともあるかも知れない。しかし、これまでペナルティはなかったんですか。

A:いやいや、昭和63年に「費用徴収制度」というのができている。その内容は、行政機関から労災保険の「保険関係成立届」の提出について指導を受けたのに提出を行わなかつた事業主のところで労災事故が起きた場合、「故意又は重大な過失」とみて、その保険給付の額の40%を徴収するということになっているんだ。

Q:ちょっと待ってください。それなら63年より前はどうだったんですかね。

A:何にもなかつたんだよね、それが。だから意識的な未加入問題を「逆選択」なんて言っていたんだよ。

Q:ホホウ、逆に選択するんですか。でも、保険給付の4割を徴収するというと、休業補償や傷害補償、遺族補償に療養補償、これは事業主にとっては大変なことなんではないですかね。たとえば零細の事業場で労働者が瀕死の重傷で、高度な医療を受けたとしたら・・。

A:いやいやそうでもないんだよ。そもそも治療費の療養補償は費用徴収に含まれないし、徴収する期間も全部でなく3年間となっている。それに事故発生の日から保険関係成立届の提出があった日の前日までに支給事由が生じたものについてその40%を徴収するとなつてゐるからね。

Q:ということは、事故が起きてこりやいかんということで成立届を出せば、それより後はOKということですね。なんだそ

りや。

A:そう、ただここまでタテマエ上の話。実際にこの徴収の事務を労基署はどのように進めていたかについては、一昨年の「総合規制改革会議」の答申の中で出てくる。

Q:ああ、労災保険の民営化なんていう話が出てきた会議ですよね。あれは結局、荒唐無稽な話として終わったんじゃあなかったですか。

A:確かに民営化問題はそれ以上話が進まなかつたけれど、改革会議の第三次答申で厚生労働省が合意した項目の中にこの問題が含まれているんだ。厚生労働省の運営で、「故意又は重大な過失」が限定的すぎるといつて。実際問題、労基署が保険給付の4割を徴収したという話は滅多に聞かないもんね。そこへきて、十年以上前の話だけれど、労災保険の行政監察結果でも、労働者数5人未満の事業場のうち、半分は未加入だという推計もされている。費用徴収はタテマエだけだったんだね。

「故意」は全部、「重大な過失」は4割

Q:で、今度の「厳しくなります!」って言うのはどの程度の話なんでしょう。

A:うん、まず指導を受けたのに届出を行つていない状態であつたら「故意」と認定し、100分の100、つまり全額を徴収するとなつてゐる。それから指導などを受けていなくても、つまり労基署などから何にも言われたことがなくとも、労働者を雇つてから1年を経過して届出をしていなかつた場合については「重大な過失」と認定し、

100分の40を徴収することになる。

Q: オオッ、かなり厳しいじゃないですか。

対象となる保険給付はどうなりますか。

A: 休業、障害、傷病、遺族、葬祭となっていて、やはり療養は対象としないことになっている。まあ、それはそうだろうね。でも3年間とはいっても全部を徴収するというのは厳しいといえなくもない。しかしことは災害補償という労働基準の根幹に関わる規制で、これまでが「あま~い」対応過ぎたということだろうね。

Q: しかしどうなんでしょう。これまでみたいに、タテマエは厳しくなっても、実際問題労基署の職員も相手の嫌がることはしたくはなかろうし、結局はそれなりの運用なんてことになるんじゃないですか。「ほんとはいいけないんですよ」なんて言いながら見逃すなんてことに・・・。

A: そのところは、行政通達文書で、署、局、本省の未加入事業場で保険給付をした際の処理に始まり、徴収事務の遂行まで様

式類が整備されたようだから今度ばかりは進められることになるだろうと思うよ。

Q: となってくると、別の心配が出てきますよね。たとえば親族ばかりで事業を運営していて、実際には労働者なのに労災保険の手続きが必要ないなんていう誤解で届出をしていなかったときとか。

A: それについては、「重大な過失」に当たるかどうかについて調査を行うことになっているからあまり問題とはならないと思うよ。むしろそういうことが問題となって、運用についての追加の認定基準通達が出されるぐらいに厳しい運用がされないと問題は解決しないんじゃないかな。モラルハザードという言葉が時々使われるけれど、労働基準のうちの中でも命に関わる災害補償のモラルハザードは何とかしないとね。

Q: 「わすれな~いで、お金よ~りも、大切なものがある」っていうサラ金CMのオネサンを厚生労働省のポスターに起用した人の思いは結構深~いのかも。

ノンアスベスト社会の到来へ —暮らしの中のキラーダストを なくすために



著者 : 石綿対策全国連絡会議 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
発行 : かもがわ出版著
(<http://www.kamogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)
体裁 : A5判 112頁
定価 : 1,260円(本体価格1,200円)

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境ばくろ・職業性ばくろの可能性があります。ぜひ、一読を。

前線から

患者と家族の会 ひょうご支部結成 約40名が初会合

兵庫

8月27日に「患者と家族の会ひょうご」の集まりが行われ、29日には患者と家族の会世話人会において「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会ひょうご支部」として認証されました。患者・家族の相談が増えると共に、兵庫県での集まりも重要になり「ひょうご労働安全衛生センター」の皆様のお力添えにより、実現したものです。

当日は東京の事務局から植草さんが、関西支部世話人は中村・古川が参加しました。地元の患者・家族をはじめ、遠くは四国徳島からの参加者を迎えての40名による大変に賑やかな集いになりました。

まず、全員での簡単な自己紹介の後に、患者グループと家族グループに分かれました。患者グループで

は、酸素ボンベを持参して参加した方、タイル職人のご兄弟3人が中皮腫患者で、最近弟さんを亡くされた方、治療法を求めて7件も病院を転々とした「アスベスト難民」の方、これ以上は治療法が無い、と言われて「患者・家族の会の皆さんから何かの情報を」と息子さんと共に見えたご夫婦。家族のグループでは、最近ご主人を亡くされてその直後にご主人とそっくり

なあ孫さんが誕生した方、25年前にご主人を亡くされていたのですが、この様な共通の会話が出来て「25年前の辛い気持ちが蘇ってきました。でも皆さんとお話できてよかったです」という方、お父様の治療で何かの情報を、と求めている方など、ここでは紹介しきれないくらいの多くのお話を語っていました。

関西支部とは違った個性を持つ支部の誕生に、感慨いっぱいです。

兵庫県は大きな企業を抱えていてアスベスト関連企業も多く、残念ながら被害者の方も増加しています。その様な中での「ひょうご支部」結成は、ともすれば孤立しそうなアスベスト被害者を地域の中で掘り起こ



し、救済してゆくことへの第一歩です。

当初は一人だけの「患者と家族の会・準備会」でしたが、今では多くの会員さんが加入し、クボタ神崎工場の近隣住民への暴露の問題提起も行うような、社会的な意義をも問われるような会となっていました。しかし、輸が広がってゆく事を喜ばしく思いながらも、留まる事を知らないかのような被害の広がりを憂えています。

そして、その様な状況だからこそ患者・家族のひとりひとりと心を通わせるお付き合いをしてゆきたいと願っています。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会／吉川和子)

初会合参加者からの感想

大変お世話になりました。あんな大勢の人が集まると思いませんでした。

私はいつも思っていることがあります。それは、1人では何も出来ませんが、10人、100人となると出来ると思います。その

時、又、私が必要となつたら声をかけて下さい。

色々とありがとうございました。これからもうろしくお願ひします。

古嶋右春

最近診断を受けたばかりで、あまり病気のこともわからず参加しました。色んな人の話を聞けて良かったと思います。

同じ病気で苦しんでいる人が沢山いるのに胸が痛みました。又、機会があれば参加させて頂きたいと思います。

佐々木千鶴子

先日の「ひょうごの会」結成は、私たち親子にとって、とても心強いものとなりました。私達のできる協力はしていきたいと思っています。

初回は、自己紹介や各人の現状などを知るうえで、大きなグループであったことはよかったです。もう少し小グループで交わりが持てるとよいのではないかと思いました。

労災や治療について情

報が欲しい方や、大切な方を失い心の癒しを求めて居られる方など、集う理由は様々ではないでしょうか。もちろん、石綿被害という大きな意味での目的は一つなのですが…。

勝手なことを書きながら、イメージが描けませんが、私の漠然とした意見です。私は、父の病気や治療・死について、心の整理はついてあり、消火できているつもりでいるので、他の方の思いやお話を役不足だとは思いますが、聞くことができるのでないかと思っています。

北村亜紀



8月の新聞記事から

8/2 午前8時45分ごろ、京都市伏見区のケイソン京都工場で、トラックに積み込み作業中の建設作業員がバックしてきたトラックに挟まれ死亡。

午後6時40分ごろ、青森県警機動隊の柔道場で、逮捕術訓練中の同隊の巡査長が倒れ、熱射病による多臓器不全で死亡した。

元穂高町職員で高橋節郎記念館準備室長が02年3月に自殺したこと、地方公務員災害補償基金県支部審査会は、同美術館の建設費成派と反対派の板挟みになり、精神疾患を発症される状況にあつたと判断し、公務と自殺の因果関係を認めた公務災害を認めなかった同基金県支部の決定を取り消し公務災害とした。

8/4 午後3時55分ごろ、東京都世田谷区の東宝スタジオの屋外プールで、ドラマ「海猿」の撮影中、照明のスタッフ2人が感電し、軽症。

午後8時50分ごろ、千葉県袖ヶ浦市上泉の団地でガス臭があり、昼からLPGの管からメーターをはずす作業をしていた会社員が倒れているのが発見され、酸欠で死亡した。

8/7 午後0時45分ごろ、仙台市のJFE条鋼仙台製造所製鋼工場で、クレーン運転室の空調工事作業中の保温工が高圧電線で感電し死亡。

8/8 午前11時40分ごろ、足立区の隅田川河川敷で、テントの撤去作業をしていた都職員がテントに住んでいた男性に小刀で切りつけられ、首や顔に大けがを負った。

8/9 午前8時ごろ、フィリピン沖を航行中の海上自衛隊の護衛艦「しらね」で、重機関銃の射撃訓練中、薬莢の破片で2等海曹が左胸に軽傷。

午後11時半ごろ、大阪府箕面市のセルフ給油式のガソリンスタンドで、給油した乗用車が代金を払わず、制止した男性店員をボンネットに乗せたまま逃走。店員は振り落とされて軽傷。

8/10 午前6時ごろ、山口県の平郡島南4キロ沖合の伊予灘で、韓国船籍の貨物船とキプロス船籍の貨物船が衝突しキプロス船が沈没。乗組員14人が救助されたがフィリピン人1人が行方不明。

午後3時55分ごろ、福井市羽坂町の住宅工事現場で、クレーンでつり上げた壁パネル12枚が落下。作業員2人が下敷きになり1人が死亡、1人が骨盤を折る重傷。

東海村の日本原子力発電東海第2発電所で6月8日、原子炉格納容器の配管の点検作業中の男性が管理数値を上回る1.25ミリシーポルトの放射線を誤って被曝していたことが分かった。

過労死と認定された男性会社員の遺族が、長時間労働を強いられたなどとして、勤務先だったマーテックと同社社長に損害賠償を求めた訴訟で、会社側が過労死の責任を認め、神戸地裁で和解が成立した。和解条項で同社は「再発防止に努める」などとし、社長は遺族に会い謝罪。

松江労働基準監督署は豊島製作所と同社の専務ら2人を労働安全衛生法違反容疑で松江地検に書類送検。2人は6月1日、同社の男性従業員が210ボルトの電流を使って配電盤の検査をする際、ゴム手袋などの感電防止策を怠った疑い。

8/11 午前1時45分ごろ、新潟市松浜町の日本ヒラジン工業新潟工場から出火、爆発が数回あり施設2棟が炎上、計3人がやけどなどの重傷。

8/13 関東で12日夜からの雷雨で浸水被害などが発生、午前7時20分ごろ、さいたま市の東北自動車道下の地下道で、冠水でトラック運転手が水死。

8/14 午後3時ごろ、神戸市西区のYKM神戸ソルダーセンターの工業排水用タンクが爆発、炎上。タンク内腐食防止加工の作業中だった加工業の男性が全身やけどで死亡、会社員1人も軽症。

午後5時15分ごろ、東京都足立区の医療法人東京足立病院で、元入院患者の男が包丁で看護師と事務職員に切り付け、看護師は左脇腹を刺され重傷、事務職員は肩などを切られ軽傷を負った。

午後8時35分ごろ、岐阜県恵那市の「上矢作町ふるさとまつり」で、打ち上げ花火が暴発、花火師の男性が頭部に重傷を負った。

8/15 午前11時ごろ、山形県朝日村の梵字川で、パンジージャンブ施設を運営する「日本アウトドアシステム」の契約社員がボートから転落、約5時間後に下流で発見されたが死亡。

8/19 保育園のもちつき大会でぎっくり腰になったのは仕事上の災害に当たるとして、大阪府吹田市の女性保育士が地方公務員災害補償基金大阪府支部長を相手に「公務外」とした認定の取り消しを求める訴訟の控訴審で、大阪高裁は認定を取り消す原告側逆転勝訴の判決。

8/20 午前10時15分ごろ、山形県西川町の朝日連峰天狗角力取山山頂付近で、遊歩道の整備工事をしていた会社員の頭に、ヘリコプターでつるして運搬中の敷石があたり脳挫傷で死亡。

8/21 米海軍横須賀基地の日本人元従業員らが、米軍の石綿粉じん対策が不十分でじん肺になったとして国に損害賠償を求めた訴訟で、原告に支払われた賠償金約7億1600万円のうち26人分の約1億9400万円を米側が分担することで合意した。

8/23 午前11時10分ごろ、日置市東市の山の斜面で木を伐採していた土木工事アルバイトが約8M下の林道に転落、全身を強く打って死亡。

関西電力は、配管破損事故で運転停止中の美浜原発3号機の原子炉格納容器内で18日、試験中にステンレス製配管が破損して微量の放射能を含む水約15リットルが漏れ作業員2人の上半身にかかったと発表した。2人はすぐに洗浄して被ばくではなく、環境への影響もないという。

滋賀県警草津署の交番に勤務する50代の巡査部長が、交通違反切符を未処理のまま放置するなどしたとして、県警監察官室から事情聴取を受けた後、自宅で自殺を囬っていたことが分かった。巡査部長は意識不明の重体。

8/24 午後11時55分ごろ、横浜市瀬谷区「横浜アスコン合同企業体」のアスファルト再生工場で、会社員が体にエアホースが巻き付いた状態で倒れているのを見つけ、間もなく死亡が確認された。

8/29 核燃料サイクル開発機構は、鳥取県湯梨浜町に放置していたウラン残土の撤去作業で、残土を入れた袋が運搬中に落下し作業員1人が軽傷を負ったため作業を中止し、再開のめどは立っていない。

午前11時15分ごろ、京都府宇治市のマンションで転落防止用のフェンスを取り付ける作業中、「富士金網」の社員が約12メートル下に転落、全身を強く打って死亡した。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



| 種類 | 型 | 色 | サイズ | S | M | L | LL | LLL |
|-----------------|--------------------|---------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|
| らくようたい | 男 DR-1G | 黒/白 | ウェスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
| | 女 DR-1L | 黒/白 | ウェスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88 | - |
| Super Relief | 兼用 Super Relief | グレー・ブルー | ウェスト | 56-65 | 65-85 | 85-100 | 100-110 | - |
| | - (ツートン) | 骨盤回り | 64-72 | 70-88 | 85-102 | 100-112 | 100-112 | - |

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

| | |
|---------------|--|
| 1部 | 200円 |
| 年間定期購読料(送料込み) | 1部 3,000円 |
| 〃 | 2部 4,800円 |
| 〃 | 3部以上は、1部につき2,400円増 |
| 会員 購 読 料 | 安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増 |

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL. 06(6551)6854 FAX. 06(6551)1259